

平成 20 年 4 月 30 日

保護者 様

京都府立海洋高等学校
校長 井上 泰夫

平成 20 年度府立高等学校授業料減免について

京都府教育委員会では、教育の機会均等の趣旨にのっとり、生徒の修学を援助するため、経済的事実等により授業料の納入が困難な状況にあり、かつ、修学意欲がおう盛である生徒に対し、授業料を減免しています。

下記のとおり申請を受け付けますので、希望される方は担任まで連絡してください。

なお、今日の雇用・経済状況を考慮し、20 年度も引き続き特例措置として所得基準額が緩和されています。

記

1 対象者

- (1) 保護者が生活保護法による保護を受けている生徒
- (2) 経済的事実により、授業料の納入が困難な生徒、又は児童福祉施設入所児で納入が困難な生徒
- (3) その生徒の属する世帯が災害により著しく生活が困難になった生徒
- (4) (1) から (3) に掲げる方のほか、教育上特に免除する必要があると認められる生徒

※ 住所についての制限はありません。京都府立高校の生徒であり、(1)～(4)のいずれかに該当すれば申請は可能です。

2 上記 1 の (2) の要件

- (1) 児童扶養手当受給世帯(支給制限を受けている方を除く。)、又は住民税非課税世帯で、一定の要件を満たす生徒
- (2) 同一生計にある方について、それぞれの所得金額の合計が基準額以下である生徒
基準額については、別表(次ページ)を参照のこと。

3 申請手続

申請を希望される方は、**5月16日(金)**までに担任へ連絡してください。

- ※ 1 申請書や添付書類が必要ですので、できるだけ早く申し出てください。
- ※ 2 生活保護受給世帯で 4 月にすでに申請を済ませた方は今回の申請は不要です。

4 注意事項

- (1) 「市町村民税非課税世帯のための高等学校奨学金」の受給者は授業料減免の対象とはなりません、決定が同時期になりますので、両方に申請していただいで結構です。
- (2) 昨年度授業料減免を受けていた方も、今年度引き続き減免を希望される場合は新たに申請が必要です。
- (3) 年度途中に家庭状況が変化した場合も、申請できますので御相談ください。
- (4) 「同一生計にある方」とは、原則として「同一の住居に居住している方」です。(同じ敷地内の別棟に住んでいる祖父母も含まれます。)
 また、次の場合は、同一生計にあると見なします。
 ・主たる家計支持者であって出稼ぎや勤務地の関係で別居している方
 ・修学や病気療養のため一時別居している方

《別表》基準額について

(単位：円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	6人を越える場合
所得基準額	146万	206万	276万	323万	359万	406万	1人増すごとに 47万円を加える
	上記の金額に次のそれぞれの額を加算した額						
	(1) 母子・父子世帯で中学生以下の子どもを養育する世帯		9万円				
	(2) 障害者		1人につき		32万円		
	(3) 長期療養者		療養のため経常的に特別な支出をしている金額				

※ 『所得』とは、給与所得の方は「給与所得控除後の金額」、事業所得の方は「収入金額から必要経費を差し引いた金額」等となります。原則として、前年所得で判定しますが、転職・失業等により所得が著しく減少した場合は、当該年の所得から推計します。

※ 児童扶養手当受給世帯で支給制限を受けている方は、2 (2) により判定します。

この件に関する御質問・御相談は、海洋高校事務室 松井まで
 電話 (0772) 25-0331
 FAX (0772) 25-0332